

第7章 南海トラフ地震防災対策推進計画

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めたものである。

第1節 総則

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第6節 防災訓練に関する事項

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第7章	南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1節	総則	1
第1	推進計画の目的	1
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	1
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	2
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	3
第1	津波からの防護	3
第2	津波に関する情報の伝達等	4
第3	地域住民等の避難行動等	4
第4	避難場所及び避難所の運営・安全確保	5
第5	意識の普及・啓発	5
第6	消防機関等の活動	5
第7	上下水道、電気、ガス、通信、放送関係	6
第8	交通	7
第9	吉富町が自ら管理等を行う施設等に関する対策	7
第10	迅速な救助	8
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	9
第1	資機材、人員等の配備手配	9
第2	物資の備蓄・調達	9
第3	帰宅困難者への対応	10
第5節	時間差発生等における円滑な避難の確保等	11
第1	南海トラフ地震に関する情報	11
第2	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	13
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	13
第4	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置	16
第6節	防災訓練に関する事項	18
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	19

第1節 総則

項	目
第1	推進計画の目的
第2	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

吉富町の地域に係る地震防災に関し、吉富町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第2節「関係機関等の業務大綱」に準ずる。

第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

1. 施設等の整備方針

以下の事業について、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を定める。

具体的な事業施行にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮する。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 土砂災害防止施設
- (3) 津波防護施設
- (4) 避難場所
- (5) 避難経路
- (6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設（平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設）
- (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港
- (8) 通信施設
 - ① 町防災行政無線
 - ② その他の防災機関等の無線
- (9) その他の事業

2. 実施内容

町地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、吉富町の防災拠点となる施設等のうち緊急性の高い箇所の整備を推進する。

また、「吉富町耐震改修促進計画」により、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を推進する。その他建築物の耐震性強化等に関する事項は、第2章第2節第2「建築物の安全化」の定めるところによる。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

項 目
第1 津波からの防護
第2 津波に関する情報の伝達等
第3 地域住民等の避難行動等
第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保
第5 意識の普及・啓発
第6 消防機関等の活動
第7 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係
第8 交通
第9 吉富町が自ら管理等を行う施設等に関する対策
第10 迅速な救助

第1 津波からの防護

吉富町又は堤防、水門等の管理者は、次の方針・計画等に基づき、各種整備等を行う。

1. 堤防、水門等の点検方針・計画

吉富町又は堤防、水門等の管理者は、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検を実施する。

2. 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画

吉富町又は堤防、水門等の管理者は、前項の点検結果に基づき、必要に応じ補強、補修を行うとともに、自動化・遠隔操作化等の施設整備に努める。

3. 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平時の管理方法

吉富町又は堤防、水門等の管理者は、各水門、陸閘等ごとに、閉鎖体制及び閉鎖手順を定める。

4. 内水排除施設等の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置

吉富町又は内水排除施設等の管理者は、施設ごとに、管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の被災防止措置を定める。

5. 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

吉富町は、津波により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努める。

第2 津波に関する情報の伝達等

津波警報などの津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第4章第2節第1「地震・津波情報等の収集伝達」による。

なお、情報伝達に当たっては、次の事項に留意する。

■情報伝達に当たって留意すべき事項

- 地域住民等に対し津波警報等、避難指示等を伝達する場合は、地理的条件を踏まえつつ、地域住民等が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び吉富町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとる。
- 船舶に対し津波警報等を伝達する場合は、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船等の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮する。
- 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。
- 必要に応じて、津波フラッグにより、聴覚障がい者や海水浴客への津波警報等の伝達を行う。この際、伝達実施者の安全に配慮する。

第3 地域住民等の避難行動等

吉富町は、避難対象地域内の住民等が、津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、次のとおり取り組むこととする。

1. 避難対象地域

津波により避難が必要となることが想定される地域は、次のとおりである。

■津波により避難が必要となることが想定される地域

吉富町直江、小犬丸、広津、小祝（吉富漁港及び沿岸部）

2. 避難方法

津波時における避難対策は、第4章第6節第4「津波発生時の避難誘導」に準ずる。

3. 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努める。

4. 避難行動要支援者の避難支援等

避難行動要支援者の避難支援等については、第4章第9節「要配慮者等対策」による。

なお、避難行動要支援者の避難誘導等においては、消防団、自主防災組織等との連携に努めるとともに、支援等を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮する。

5. 外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等

外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等については、第4章第9節第8「外国人等への支援対策」による。

第4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

避難場所及び避難所の運営・安全確保については、第4章第6節第5「避難所の開設」及び第6「避難所の運営」による。

第5 意識の普及・啓発

吉富町は、地域住民等が「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、ハザードマップや津波避難計画を作成し、ワークショップの開催等により周知を行う。

第6 消防機関等の活動

1. 円滑な避難の確保等のために講ずる措置

吉富町は、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

2. 動員、配備及び活動計画

前項の措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定める。

3. 消防団の強化

消防団に関し、女性や若者等の消防団への入団促進等による消防団員の確保をはじめ、車両・資機材等の更新を含めた更なる充実やデジタル技術活用の加速化、実践的かつ効果的な教育・訓練の充実、自主防災組織等の多様な主体との連携強化等を図る。

4. 水防

地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとる。

- (1) 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- (2) 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- (3) 水防資機材の点検、整備、配備

第7 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

1. 上下水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずる。

応急復旧等の対策については、第4章第16節「公共施設等の応急対策」による。

2. 電気

- (1) 吉富町は、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、避難所等での熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電気事業者と共有する。
- (2) 九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社は、第4章第16節第3「電気施設」により、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報、災害応急活動の拠点等への電力供給のための体制確保、優先復旧に必要な措置等を実施する。

3. ガス

福岡県LPガス協会は、利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置に関する広報を行うとともに、第4章第16節第4「ガス施設」により、緊急対策、復旧対策を実施する。

4. 通信

NTT西日本株式会社、NTTドコモビジネス株式会社、NTTドコモ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、第4章第16節第5「通信施設」により、応急復旧対策を実施する。

第8 交通

1. 道路

吉富町及び警察は、津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について、交通規制の内容を事前に周知する。

2. 海上

(1) 第七管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずる。

また、津波による危険が予想される場合に安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置を講ずる。

(2) 港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の避難等、次の安全確保対策をとる。

第9 吉富町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

吉富町が管理する公共施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 海岸近くにある施設については、津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の避難のための措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、非常用通信手段の確保、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

当該施設が、津波避難対象地域にあるときは、避難誘導のための必要な措置を講ずる。

社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保（必要に応じて避難誘導）のための必要な措置を講ずることとし、詳細な措置内容は施設ごとに別に定める。

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措

置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を吉富町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ① 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ② 無線通信機等の通信手段の確保
- ③ 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(2) この南海トラフ地震防災対策推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される施設の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、吉富町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3. 工事中の建築物等に対する安全確保上実施すべき措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第10 迅速な救助

被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動については、第4章第7節「救助・救急・消防活動」及び第8節「医療救護活動」による。

第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

項 目
第1 資機材、人員等の配備手配
第2 物資の備蓄・調達
第3 帰宅困難者への対応

第1 資機材、人員等の配備手配

1. 災害応急対策に必要な資機材の確保

吉富町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材が確保できるよう、あらかじめ資機材の備蓄・調達計画を作成しておく。

その他の事項については、第2章第3節第15「資機材等の点検整備」による。

2. 県等に対する応援要請

吉富町は、資機材や人員が不足する場合は、県等に応援を要請する。

応援体制の整備については、第2章第3節第2「応援体制の整備」による。

なお、事前応援協定の締結その他の手続き上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整することとする。

また、防災目的での利用が可能な民間施設の活用、ボランティア等の参加による地域貢献等の多様な主体との連携、複合災害による災害対応の長期化について考慮する。

3. 受援体制の整備

国や他の地方公共団体等からの受援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援計画を策定し、受援体制の整備を図る。

受援体制の整備については、第2章第3節第2「受援体制の整備」による。

第2 物資の備蓄・調達

吉富町の地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、第4章第11節「生活救援活動」による。

なお、物資の備蓄・調達に当たっては、男女共同参画担当部署や女性職員の参画も得ながら、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦・乳幼児・子育て家庭、家庭動物の飼養等のニーズを十分に踏まえた品目を選定し、必要かつ十分な物資を備蓄するよう留意する。

第3 帰宅困難者への対応

吉富町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第5節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

項 目
第1 南海トラフ地震に関する情報
第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置
第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置
第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1 南海トラフ地震に関する情報

1. 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

■南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p>

2. 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ

地震臨時情報（巨大地震警戒）、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

■「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調 査 中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^(※1)でマグニチュード6.8以上^(※2)の地震^(※3)が発生 ○ 1か所以上のひずみ計での有意な変化^(※4)とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(※4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(※5)が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨 大 地 震 警 戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^(※6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨 大 地 震 注 意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内^(※1)において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^(※3)が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調 査 終 了	<ul style="list-style-type: none"> ○ （巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにもあてはまらない現象と評価した場合

(※1) 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

(※2) モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

(※3) 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

(※4) 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点ごと（体積ひずみ計）、成分ごと（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

(※5) ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。

南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。

なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないこと

から、本ケースの対象としない。

(※6) 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、吉富町の応急活動体制は警戒体制（第1配備（注意体制））とし、第4章第2節第1「地震・津波情報等の収集伝達」により情報収集及び伝達に努める。

第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

(1) 応急活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、吉富町は災害警戒本部を設置し、第3配備（緊急体制）の体制をとる。

ただし、体制が長期化することも想定されるため、職員は適宜交代するものとする。

(2) 情報収集及び伝達

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、第4章第2節第1「地震・津波情報等の収集伝達」により情報収集及び伝達に努める。

臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域の住民に対しては、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定など「日頃からの地震への備え」の再確認及び昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など「特別な備え」を実施し、その上で社会経済活動を継続するよう呼びかけを行う。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知

吉富町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備する。

■周知に当たって留意すべき事項

- 地域住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。
- 地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。
- 周知手段については、テレビ及びラジオ等を活用するほか、防災行政無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。
- 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等の様々な周知手段を活用するよう努める。

3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

吉富町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の状況を具体的に把握するため、各班からの各種の情報収集・伝達体制を確認する。

4. 災害応急対策をとるべき期間等

吉富町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5. 避難対策等

後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある要配慮者等の事前避難のため対応を行う。

6. 消防機関等の活動

(1) 吉富町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、及び津波からの円滑な避難の確保等のため、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を行う。

(2) 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に必要な措置をとることとする。

7. 県警察の活動

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 不法事案等の予防及び取締り

③ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8. 上下水道、電気、ガス、通信関係

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、第4章第16節「公共施設等の応急対策」による。

9. 交通**(1) 道路**

- ① 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。
- ② 吉富町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

(2) 海上

- ① 第七管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、在港船舶の避難等の対策を行う。
- ② 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講ずる。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

10. 吉富町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策**(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設**

吉富町が管理する社会基盤施設及び公共施設等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定める。

- 施設における南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達
- 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- 河川、海岸、漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法
- 社会福祉施設にあつては、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- 無線通信機等の通信手段の確保
- 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置をとる。

1 1. 滞留旅客等に対する措置

吉富町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等の必要な対策を行う。

第4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、吉富町の応急活動体制は警戒体制（第1配備（注意体制））とし、第4章第2節第1「地震・津波情報等の収集伝達」により情報収集及び伝達に努める。ただし、体制が長期化することも想定されるため、職員は適宜交代するものとする。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

吉富町及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知する。

なお、周知に当たっては、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用い、反復継続して行うよう努める。

3. 災害応急対策をとるべき期間等

吉富町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が

経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4. 吉富町のとるべき措置

吉富町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

呼びかけにあたっては、安全な避難場所・避難経路、家族との連絡手段、家具の固定状況、非常食などの備蓄等の「日頃からの地震への備え」の再確認及びすぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの「特別な備え」の実施など、大地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動が図られるよう留意する。

また、吉富町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

第6節 防災訓練に関する事項

吉富町は、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努める。

吉富町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めることとする。

吉富町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
- (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
- (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

■防災訓練の実施に当たって留意すべき事項

- 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個々人に定着させるよう工夫する。
- 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とする。
- 県、防災関係機関、関係施設・事業者等との共同訓練を行うよう配慮するとともに、地域住民等の協力及びその参加を得るよう留意する。
- 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 想定される地震の影響が広域にわたることに配慮し、指定行政機関、指定公共機関、他の市町村等との連携を図ることに努める。
- 防災訓練は、毎年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

1. 吉富町職員等に対する教育

吉富町は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育・広報

吉富町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、東日本大震災の教訓や過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発を地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うことに努めるとともに、地域住民等が津波からの避難をはじめとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

なお、実践的な教育・広報のために、印刷物、映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意する。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施

■教育・広報の実施に当たって留意すべき事項

- 過去に災害が発生した年からの節目（周年）等の機会を捉えるとともに、防災週間や防災関連行事等を通じた普及啓発に努める。
- 地域の自主防災組織等の育成及びその活用、事業所等の自衛消防組織等、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を行うよう配慮する。
- 要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- 教育及び広報の実施に当たって、国、地方公共団体のウェブサイトに掲載されている防災関連情報や、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。
- 地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難対象地域や避難場所、避難経路等についての広報を行うよう留意する。
- 南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらうことも重要であり、地震防災上必要な教育及び広報にあたり留意する。